

完了検査手数料チェックリスト

令和7年4月1日現在

申請者名					
設計者名 (代表者)	設計事務所名	設計者名			
地名地番		床面積 (①建築)	m ²	床面積 (②省エネ)	m ²
建物名称		工事着手日		年 月 日	

①完了検査申請床面積(m²) 完了検査申請書第三面8の欄の面積 (注1、注2)

□チェック	中間検査	面積区分による手数料算定基準面積	面積区分による申請手数料(円)
☐	なし	30m ² 以内のもの	19,000
☐		30m ² 超～100m ²	24,000
☐		100m ² 超～200m ²	35,000
☐		200m ² 超～500m ²	50,000
☐		500m ² 超～1,000m ²	53,000
☐		1,000m ² 超～2,000m ²	74,000
☐		2,000m ² 超～10,000m ²	178,000
☐		10,000m ² 超～50,000m ²	260,000
☐		50,000m ² 超～	455,000
☐			
☐	あり	30m ² 以内のもの	13,000
☐		30m ² 超～100m ²	16,000
☐		100m ² 超～200m ²	22,000
☐		200m ² 超～500m ²	30,000
☐		500m ² 超～1,000m ²	52,000
☐		1,000m ² 超～2,000m ²	69,000
☐		2,000m ² 超～10,000m ²	161,000
☐		10,000m ² 超～50,000m ²	252,000
☐		50,000m ² 超～	445,000
完了検査申請面積に伴う申請手数料 ①			円

注1 : 当該申請が移転・大規模の修繕・大規模の模様替えの場合
手数料算定基準面積 = 申請に係る床面積 × 1/2
注2 : 当該申請の一部に注1を含む場合
手数料算定基準面積 = 注1該当部分を除く床面積 + 注1該当部分の床面積 × 1/2

②完了検査申請における省エネ基準検査の加算額 (令和7年4月1日以降に工事着手したものに限り)
※要確認特定建築行為(省エネ法第11条第1項)又は要通知特定建築行為(第12条第2項)が対象

該当欄□にチェック	面積等	申請手数料(円)
☐	建築基準法第6条第3号建築物(建築士が設計・工事監理した場合のみ)	加算対象外
☐	建築基準法第6条第1号または第2号建築物	(1)に進む
(1)	☐ 建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象外(注3)	加算対象外
	☐ 建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象(注5)	(2)に進む
	☐ (注4) 500m ² 以内のもの	4,000
	☐ 500m ² 超～1,000m ² 以内	6,000
	☐ 1,000m ² 超～2,000m ² 以内	9,000
	☐ 2,000m ² 超～10,000m ² 以内	18,000
	☐ 10,000m ² 超～50,000m ² 以内	32,000
	☐ 50,000m ² 超～	50,000
省エネ基準検査のため、①の手数料に加算する申請手数料 ②		円

注3:建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当する建築物(居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの、文化財等、仮設建築物等)
注4:省エネ基準の検査が必要な面積(床面積(②省エネ)) ※判断が難しいものは事前相談をお願いします
注5:省エネ基準適合性判定の対象とは、仕様基準や長期優良住宅認定等により省エネ適判を省略したものも含みます
詳しくは「建築確認手数料チェックリスト」をご参照ください

☐	計(減免無しの場合) ①+②	円
☐	佐賀県条例第31条の3による減免の場合(全額免除 or (①+②)1/2)	円

完了検査手数料チェックリスト「記入例」

令和7年4月1日現在

申請者名	佐賀 太郎				
設計者名 (代表者)	設計事務所名 佐賀一級建築士事務所	設計者名		佐賀 花子	
地名地番	佐賀市城内1-1-59	床面積 (①建築)	210 m ²	床面積 (②省エネ)	190.00 m ²
建物名称	佐賀住宅	工事着手日		令和7年○月△日	

①完了検査申請床面積(m²) 完了検査申請書第三面8の欄の面積 (注1、注2)

□チェック	中間検査	面積区分による手数料算定基準面積	面積区分による申請手数料(円)
☐	なし	30m2以内のもの	19,000
☐		30m2超～100m2	24,000
☐		100m2超～200m2	35,000
☒		200m2超～500m2	50,000
☐		500m2超～1,000m2	53,000
☐		1,000m2超～2,000m2	74,000
☐		2,000m2超～10,000m2	178,000
☐		10,000m2超～50,000m2	260,000
☐		50,000m2超～	455,000
☐	あり	30m2以内のもの	13,000
☐		30m2超～100m2	16,000
☐		100m2超～200m2	22,000
☐		200m2超～500m2	30,000
☐		500m2超～1,000m2	52,000
☐		1,000m2超～2,000m2	69,000
☐		2,000m2超～10,000m2	161,000
☐		10,000m2超～50,000m2	252,000
☐		50,000m2超～	445,000
完了検査申請面積に伴う申請手数料 ①			50,000円

注1 : 当該申請が移転・大規模の修繕・大規模の模様替えの場合
手数料算定基準面積 = 申請に係る床面積 × 1/2

注2 : 当該申請の一部に注1を含む場合
手数料算定基準面積 = 注1該当部分を除く床面積 + 注1該当部分の床面積 × 1/2

②完了検査申請における省エネ基準検査の加算額 (令和7年4月1日以降に工事着手したものに限る)
※要確認特定建築行為(省エネ法第11条第1項)又は要通知特定建築行為(第12条第2項)が対象

該当欄□にチェック		面積等		申請手数料(円)	
☐		建築基準法第6条第3号建築物(建築士が設計・工事監理した場合のみ)		加算対象外	
☒		建築基準法第6条第1号または第2号建築物		(1)に進む	
(1)	☐	建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象外(注3)		加算対象外	
	☒	建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象(注5)		(2)に進む	
	☒	(注4)	500m ² 以内のもの	4,000	
	☐		500m ² 超～1,000m ² 以内	6,000	
	☐		1,000m ² 超～2,000m ² 以内	9,000	
	☐		2,000m ² 超～10,000m ² 以内	18,000	
	☐		10,000m ² 超～50,000m ² 以内	32,000	
	☐		50,000m ² 超～	50,000	
(2)					
省エネ基準検査のため、①の手数料に加算する申請手数料 ②				4,000 円	

注3: 建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当する建築物(居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの、文化財等、仮設建築物等)

注4: 省エネ基準の検査が必要な面積(床面積(②省エネ)) ※判断が難しいものは事前相談をお願いします

注5: 省エネ基準適合性判定の対象とは、仕様基準や長期優良住宅認定等により省エネ適判を省略したものも含みます
詳しくは「建築確認手数料チェックリスト」をご参照ください

☒	計(減免無しの場合) ①+②	54,000 円
☐	佐賀県条例第31条の3による減免の場合(全額免除 or (①+②)1/2)	円